

(別紙3)

鷹栖町新タウンガイドブックおよび新移住ガイドブック作成業務委託
プロポーザル審査委員会 審査基準

1. 選考方法

選考は書類審査を実施。得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

2. 審査（配点：100点）

審査は鷹栖町新タウンガイドブックおよび新移住ガイドブック作成業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査会」）において以下のとおり書類審査を行い、上位3位以内を選定する。

2.1 提案評価点（50点）

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

審査会において、各審査委員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

2.2 価格点 構築費用（50点）

- ・ 対象：費用見積書
- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は20点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

3. 優先交渉権者決定に関する特記事項

3.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- ・ 合計点が80点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

3.2 合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「提案評価点」が異なる場合、その得点が高い者か

ら順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

- (2) 当該提案者それぞれの「提案評価点」が同じ場合、投票により優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。